

幸袋まち まちづくり協議会規約

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 組織（第5条—第21条）
- 第3章 会議（第22条—第29条）
- 第4章 会計（第30条—第34条）
- 第5章 雑則（第35条）

第1章 総 則

（名 称）

- 第1条 本会は、幸袋まち まちづくり協議会（以下「本会」とする。）と称する。
- 2 本会の通称は「幸袋まち協」と称する。

（事務所）

- 第2条 本会の事務所は、飯塚市目尾1020番地の1 飯塚市幸袋交流センターに置く。

（目 的）

- 第3条 本会は、幸袋地域の住民とさまざまな団体が主体性をもって集まり考えお互いに知恵を出し合って、「人にやさしいまち」「安全・安心のまち」「住みよいまち」、をつくり「幸せを感じるまち」を創ることを目的とする。

（事 業）

- 第4条 本会は前条の目的を達成するために、目標、活動方針、活動内容を示した計画（以下「幸袋まちづくり計画」という。）をつくり、その計画に基づいて次の事業を実施する。
- (1) 健康づくり及び地域福祉の増進に関すること
 - (2) 暮らしの環境の改善や整備に関すること
 - (3) 地域の安全、安心に関すること
 - (4) 児童及び青少年の健全な育成を支援すること
 - (5) 人権の啓発、文化・スポーツの推進に関すること
 - (6) 地域環境の保全・美化に関すること
 - (7) 情報交換及び交流・親睦に関すること
 - (8) 本会の広報・啓発に関すること
 - (9) 地域の声を市政に反映させること

(10) その他本会の目的達成に必要なこと

第2章 組 織

(会 員)

第5条 本会の会員は、第3条に掲げる目的に賛同する会員をもって構成し、会員の種別及び資格は次のとおりとする。

- (1) 正会員 : 本会の目的に賛同する幸袋地域の個人及び団体から組織された幸袋まち協に入会したものとする。
- (2) 賛助会員 : 本会の目的に賛同する法人、事業所又は団体および個人とする。細部は、幸袋まち まちづくり協議会賛助会会則による。別紙「賛助会会則」

2 会員は、本会の活動に積極的に参加するとともに、広くその活動を地域のみんなに伝え、又はみんなの意見を本会の活動に反映させるよう努めるものとする。

(正会員及び入会)

第6条 正会員とは、幸袋まち協に入会申込書を提出された個人及び団体とする。

- 2 本会（幸袋まち協）に入会しようとする者は、会長に報告するものとする。
- 3 会長は、前項の申込があった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。正会員は、幸袋地域内在住の者とする。ただし、必要と認められる場合はその限りでない。

(退 会)

第7条 正会員が次のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 正会員の資格を失った場合
 - (2) 正会員から退会の事由を記載した書面をもって申し出があった場合
- 2 本会は、正会員が第3条の目的に反する活動を行うなど、会員としてふさわしくないと認める場合は、運営委員会の議決を経て除名することができる。この場合、議決の前に弁明の機会を与えることとする。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置くことが出来る。

- | | | |
|-----|-------|----|
| (1) | 会長 | 1名 |
| (2) | 副会長 | 2名 |
| (3) | 事務局長 | 1名 |
| (4) | 事務局次長 | 1名 |
| (5) | 運営委員長 | 1名 |
| (6) | 会計 | 1名 |
| (7) | 監事 | 2名 |

- 2 会長は幸袋支部自治会長会の会長とし、副会長2名のうち1名は自治会長会から選出する。
- 3 第8条第1項第2号（前項によって自治会長会から選出された副会長を除く）から第7号までの役員（以下「役員」という。）は、運営委員会で協議し、正会員の中から選出された者を、会長が指名する。
- 4 監事は、他の役員を兼ねることはできない。
- 5 会長は、役員選任に関し総会の承認を得るものとする。

(相談役)

第9条 本会に相談役を置くことが出来る。

- 2 相談役は、総会において正会員の中から選任する。その際、役員と兼ねることはできないものとする。

(役員の職務)

第10条 役員の職務は、次のとおりとする。

- 2 会長は、本会の執行責任者となり会を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、一時的にその職務を代行する。
- 4 事務局長は、本会の事務処理のすべてを統括する。
- 5 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 運営委員長は会務を統括し、本会の事業の企画、立案及び各専門部会との連絡調整を行う。
- 7 会計は、本会の出納に関する一切の業務を担当する。
- 8 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、その結果を総会に報告する。会計事務及び業務執行について不正の事実を発見した時は、総会に報告することとし、報告の必要があると認められる場合は臨時

総会を会長に求めることが出来る。

(役員任期)

第11条 役員(会長及び自治会長会から選出された副会長を除く)の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 自治会長会から選出された副会長の任期は、自治会長としての任期とする。

4 役員は任期終了後も後任者が決定するまでの間、その職務を行うものとする。

(専門部会)

第12条 本会の事業を具体的に企画し、実現、行動するために、次の部会を置く。

(1) 総務・企画部会

情報発信・広報誌・地域イベントに関すること

(2) 地域づくり部会

地域のスポーツ振興・多世代交流につながる参加型事業の立案実施に関すること。

(3) 健康・福祉部会

助け合う、支え合う地域福祉活動に関すること

(4) 教育・文化部会

地域の子ども会活動及び文化事業の立案実施に関すること

(5) あんぜん・環境部会

防災・防犯および地域の環境美化に関すること

2 部会は、本会の正会員が部会員となり構成する。

3 部会長は専門部会(以下、「部会」という。)を代表し、会務を総括する副部会長は部会長を補佐する。

4 部会は運営委員会の承認を得て、事業計画を策定し活動する。

(部会役員及び選任方法)

第13条 部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 1名

(3) 会計事務員 1名

2 前項役員は部会員の中から選出し運営委員会において承認を得る。

(部会役員の職務)

第14条 部会長は運営委員を兼ね、部会を代表して会務を総括する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときの職務を代理する。
- 3 会計事務員は、会の会計事務を処理する。

(部会役員の任期)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選出された委員は、前任者の残任期間とする。

(部会役員の選任)

第16条 部会内で選出するものとする。

(部会会議の種別)

第17条 会議の種別に、部会会議を置く。

- 2 部会会議は、部会長が必要と認めるときに開催する。

(部会の招集)

第18条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会を招集するときは、会員に対し、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示して事前に通知しなければならない。

(部会の審議)

第19条 部会は、部会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画、事業報告に関する事項
- (2) 予算、決算に関する事項
- (3) その他の重要事項

(部会の定足数)

第20条 部会の会員数は15名以内を基準とする。

(部会の議決)

第21条 部会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第3章 会 議

(会議の種類)

第22条 本会の会議は、通常総会、臨時総会、役員会、運営委員会、部会会議とする。

(会議の招集)

第23条 総会および役員会・運営委員会は会長が招集し、部会会議は、部会長が招集する。

- 2 通常総会は、年1回とし毎年5月に会長が招集する。ただし、会長が特に必要であると認めた場合はこの限りではない。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、正会員の3分の1以上の者から要求があった場合、または、第10条第8号の規定により監事から請求があった場合に招集する。
- 4 役員会および運営委員会は、毎月第1週の月曜日とし会長が招集する。ただし、その日が祝日となる場合および会長が特に必要であると認めた場合はこの限りではない。
- 5 部会会議は、部会長が必要と認める日時に招集する。

(総 会)

第24条 総会は本会の最高議決機関で、本会の正会員2分の1以上の出席で開催することが出来る。ただし、委任状の意思表示をしたものは出席とみなす。

- 2 議決権は、正会員及び自治会長会並びに構成団体（別表）の長が行使するものとする。
- 3 会議の議事は出席者の過半数を以て決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。
- 4 議長の選出にあつては、会長の指名するもの、役員会・運営委員会については、運営委員長、部会会議については、部会長とする。
- 5 総会は次の事項を審議し承認する。
 - (1) 「幸袋まちづくり計画」の作成及び変更に関すること
 - (2) 事業計画及び予算並びに事業報告及び決算に関すること
 - (3) 本会の組織、構成団体、正会員に関すること
 - (4) 役員の選任に関すること
 - (5) この規約の制定及び改廃に関すること
 - (6) その他本会の目的を達成するために必要なこと

(役員会)

第 25 条 役員会は、第 8 条に掲げる役員（監事を除く）で構成し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 本会の事業計画及び予算その他会務の総括的管理運営に関する事
- (2) 会務の運営委員会及び部会などへの諮問事項に関する事
- (3) その他会長が本会の運営上必要であると認めた事項

2 役員会は急を要する事案を処理、決定することができるものとする。ただし、この場合は、運営委員会に報告をしなければならないものとする。

(運営委員会)

第 26 条 運営委員会は、役員（監事を除く）及び部会長をもって組織し、役員会の諮問を受けて次に掲げる事項を審議する。

- (1) 本会の運営に係わる基本的な事項に関する事
- (2) 「幸袋まちづくり計画」案の策定に関する事
- (3) 本会の事業計画及び予算の執行に関する事
- (4) 本会の組織、構成団体、会員、会費に関する事
- (5) 役員の推薦に関する事
- (6) 会員の資格に関する事
- (7) その他運営委員会の運営に関する事

(実行委員会)

第 27 条 本会は、部会の活動範囲をこえて事業を行う場合は、実行委員会を設置することができる。

- 2 実行委員会は、会長が指名した部会長及び事業に係する部会員をもって構成する。
- 3 実行委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置き、前項の部会の中から会長が指名する。

(会議の責務)

第 28 条 会議では本会の事業、事務の円滑な遂行を図るためにそれぞれの部会員が所属する部会は他の部会との連絡、調整、協議を十分に行い、部会員相互の理解とこれによる協働活動を積極的に推進するものとする。

(会議の運営)

第 29 条 会議は、総会、役員会及び運営委員会を除き、会議の長が必要と認めたとときに開催し会議の長が議長となる。

- 2 会議は、その属する部会員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し可否同数のときは議長が決する。

第4章 会 計

(監査と報告)

第30条 監事は、会計年度終了後に、すみやかに会計監査を行い、総会に報告する。

(経 費)

第31条 本会の経費は、補助金・負担金・委託料・助成金・協賛金・寄付金・賛助会費・実費その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第32条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計・区分)

第33条 本会の会計は、一般会計及び特別会計とする。

- 2 特別会計は、特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、措置することができる。

(基 金)

第34条 本会は、規約の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

- 2 基金は、これを前項で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。
- 3 第一項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。
- 4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

第5章 雑 則

(その他)

第35条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な軽易な必要事項は会長が別に定める。ただし、運営委員会です承され、総会で承認を得るものとする。

附 則

幸袋まち まちづくり協議会規約の全部を改正する規約は、平成25年4月1日から施行する。平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に改正前の「幸袋まち まちづくり協議会規約」により実施された予算及び事業は、改正後のこの「幸袋まち まちづくり協議会規約」により実施された予算及び事業とみなす。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年12月9日から施行する。

別表

構成団体

- 1 幸袋支部自治会長会
- 2 幸袋地区民生委員児童委員協議会
- 3 幸袋地区青少年健全育成会
- 4 幸袋地区子ども会指導者連絡協議会
- 5 幸袋校区老人クラブ連合会
- 6 幸袋地区社会福祉協議会